

## 令和3年度税制改正速報 ～同族会社が発行した社債の利子等に対する課税方法の見直し等～ その3

新年あけましておめでとうございます。本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

令和3年度税制改正大綱では、同族会社が発行した社債の利子等に対する課税方法の見直しや、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る申告手続の簡素化が行われます。そこで、今回はそれらの内容について解説します。

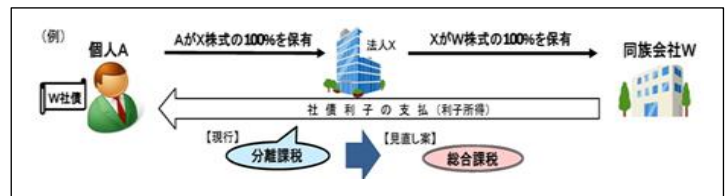
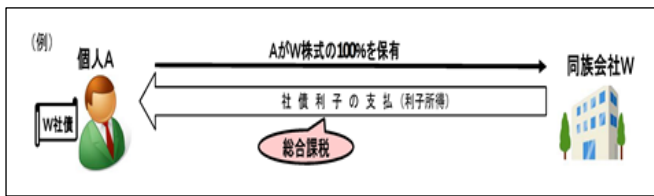
### 1. 同族会社が発行した社債の利子等に対する課税方法の見直し

#### (1) 現行制度

社債の利子は原則、利子所得として分離課税（20%）とされていますが、社債発行会社の社債の利子の支払を受ける株主を判定の基礎とした場合に、その社債発行会社が同族会社となるときにおけるその株主等が支払を受けるその社債の利子については、総合課税の対象とされています（措法3①、措令1の4③）。

同族会社は少数株主による会社支配が可能であり、「本来総合課税が適用されるべき役員報酬等を、社債利子の形で受領することで、分離課税の対象となる利子所得に転換して税負担を軽減する」事例が見られたため、課税の適正化の観点から平成25年度の税制改正において措置されました。

しかし、個人が同族会社から社債の利子を受取るのではなく、同族会社の間に法人を介在させることによって、社債の利子については、総合課税ではなく分離課税とすることができます。



（出典：自由民主党 税制調査会資料）

#### (2) 改正の概要

個人が同族会社との間に法人を介在させる場合でも、総合課税の対象となる所得の分離課税への転換が容易に可能であることから、このような場合も同様に総合課税の対象に追加することとします。

具体的には、以下のような改正が予定されています。

- ① 同族会社の判定対象となる株主が法人である場合において、その法人の株主でその法人を支配（50%超の株式保有等）する関係にある個人及びその親族等は、分離課税への転換が容易であることから、総合課税の対象とします。
  - ② 当該個人及びその親族等が同族会社から支払をうける社債の償還差益についても同様に総合課税の対象とします。
- 上記の改正は、令和3年4月1日以後に支払いを受けるべき社債の利子及び償還金について適用されます。

### 2. 特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る申告手続の簡素化

#### (1) 現行制度の概要

特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得に対する課税方式には、①申告総合課税、②申告分離課税、③源泉分離課税（申告不要）の3つがあり、所得税と個人住民税とで異なる課税方式を選択する場合には、確定申告書に加えて住民税申告書を提出する必要があります。

この方式を選択するメリットとして、例えば、上場株式等の特定配当等について、所得税の確定申告では総合課税で申告し、個人住民税は申告不要制度を選択して申告すると、上場株式等の特定配当等が国民健康保険税等の算定基準となる合計所得金額や総所得金額等に含まれないため、保険料の増額等を抑えることができます。

所得税と個人住民税で異なる課税方式を選択したい場合は、市民税・道府県民税納税通知書送達前までに所得税の確定申告書とは別に市民税・道府県民税の申告書の提出が必要です。期限までに市民税・道府県民税の申告書の提出がない場合は、所得税の確定申告書における課税方式が個人住民税のうえでも適用されます。

#### (2) 改正の概要

個人住民税において、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について源泉分離課税（申告不要）とする場合に、原則として、確定申告書の提出のみで申告手続が完結できるよう、確定申告書における個人住民税に係る附記事項を追加することとしました。

この改正は、令和3年分以後の確定申告書を令和4年1月1日以後に提出する場合について適用されます。

（文責：山本和義）